

次世代育成支援対策に関する一般事業主行動計画

【次世代法・女性活躍推進法 一体型】

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 計画期間中の男女の育児休業取得率を85%以上とする

【対策】 令和8年4月～

- ・ 育児両立支援ハンドブック等の適宜改訂・周知
- ・ 職場復帰プログラム基本計画に基づく職場復帰者に対する研修を実施
- ・ 子が誕生した男性職員へ育児両立支援ハンドブックを送付
- ・ 育児休業職員の代替要員の確保、業務の再分配等を実施

目標2 採用者に占める女性比率増加のための措置(採用者に占める女性比率を40%以上)

【対策】 令和8年4月～

- ・ 採用等に関する説明会、媒体の充実(女性職員からのメッセージを掲載)
- ・ 係長級にある者に占める女性労働者の割合の公表

目標3 職場におけるハラスメントに関する相談体制等の充実・整備

【対策】 令和8年4月～

- ・ ハラスメント相談体制、同研修の見直しと充実
- ・ 制度内容等(職場におけるハラスメント対応マニュアル等)の周知

目標4 年次有給休暇の付与日数に対する取得率向上(計画期間内で全体平均80%以上)

【対策】 令和8年4月～

- ・ 有給休暇取得予定表の回覧や取得状況のとりまとめ
- ・ 取得率が低調な部所の管理者へ取得促進を働きかけ

目標5 時間外労働の低減のための措置
職員の時間外、休日勤務時間の合計時間数について月40時間未満とする。

【対策】 令和8年4月～

- ・ 毎月20日時点の時間外労働時間が所定時間を超えた職員の管理者へ警告メール
- ・ 月末時点の時間外労働時間が所定時間を超えた職員の管理者へ業務改善・健康管理シートの提出を義務付け、希望者に産業医等による面談を実施